

- 青島委員長 ただいまより市民厚生常任委員会を開会する。  
当委員会に付託された議案は、議第44号「平成29年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）案」の1件である。  
議案の審査に入る。  
議第44号「平成29年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）案」を議題とし、当局の説明を求める。  
（当局説明）
- 青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 杉田委員 今回の説明の中で、65歳を超して年金のほうに入っていたという人が予想以上に多かったということなんですけど、その予想以上に多かった、その人に払っていたものが払い過ぎていたということでもいいですか。よくわからなかった。
- 橋ヶ谷保険年金課長 説明としては、退職者の、先ほど御説明させていただきましたけれども、会社等を退職して年金をもらっていた方が国保へ入って、その方を退職者被保険者というんですけれども、その方たちのいわゆる医療費、病院にかかったときの医療費について、社会保険診療報酬支払基金が交付金を交付していただくことになっているんですけれども、内容としては、医療費というのはそちらの被保険者の数と、あと要因としてはその方々1人当たりの医療費が要因になってくるんですけれども、議員のほうで御指摘がありました平成28年度については、今まで毎年その方々の1人当たりの医療費というのは年々増加していたんですけれども、平成28年度については1人当たりの医療費がそんなにかからなかったというところで、医療費が減少しましたので、それに伴って交付金のほうも必要なくなったということで、今回、精算については、いわゆる返還の結果というふうな形になったものでございます。
- 杉田委員 済みません、自分がよくわからないもんで聞かせてもらいますけど、その年金支給者に対して支給をするんですよね。今言った、言葉がよくわからない。今まで働いていた人が今度そっちに移りますよね。そのことによって、診療報酬の支払いが少なくて済むようになった。違う、たくさん払わなきゃ……。ごめんなさい。
- 池ヶ谷市民部長 退職者医療制度という制度がありまして、会社なんかへお勤め、私たち公務員もそうなんですけれども、勤めていて退職をしますよね。退職をして、65歳未満、65歳までの間については、年金をもらっている人たちですけれども、その人たちの分については、社会保険のほうでその医療費を見ましようという制度があるんですね。そうですね。この皆さんは、当然国保税も納めていただいているものですから、本当だったら、例えば本人負担の分を除いて、残りの医療費の分は国保のほうで、本当だったら出すんですよね。でも、退職をされて、さっきの条件の人たちについては、社会保険のほうで見ましようという制度があるんですね。だもんですから、結局、この人たちの分については、国保税と社会保険のほうから入ってくるお金でもって、医療費が全部賄われるという制度になっています。

それについては、診療報酬支払基金という、これは国のちゃんとした法律でできている機関なんですけれども、そこでもって各社会保険、幾つもありますよね。そういう人たちから拠出金を出してもらって、その分でもって、国保のほうに交付金として支払われるというシステムになっています。

その分を社会保険診療報酬支払基金がどのくらい見込むかというときに、これまでの医療費の伸びを見てみると、比較的伸びてきていたもんだから、これだけ概算で交付をしますというふうに、去年もらったお金が、実際には医療費は、平成28年度は少し伸びが余りなかったというか、少し下降ぎみだったんですね、医療費が。これにはいろいろ原因があるんですけれども、それでもって差額が生じたものだから、それをお返しするという形になります。よろしいでしょうか。

○杉田委員 ちょっとわかってきました。ごめんなさい。

それで、今、医療費の伸びが思ったほど伸びなかったというような説明だったんですけど、その原因は何かいろいろあるけれどと言ったけど、主な原因は何ですか。

○橋ヶ谷保険年金課長 主な原因は、いわゆる薬の薬価改定がありまして、大きいところだと、C型肝炎の関係の薬がかなり高額になっておりまして、そちらが3割ほど薬価改定で下がりました。それに伴って、その薬を使っていた方とか、それを治療していた方への影響が結構ありまして、薬価改定というのが主な、いわゆる医療費総額が下がった原因の1つということは、これは全国的な傾向でございます。

以上です。

○池ヶ谷市民部長 先ほどの退職者の医療制度なんですけれども、実は平成27年の4月1日でもって制度改正がありまして、4月1日に廃止をされているんですね。廃止をされているんですけれども、まだ残っている人たち、対象の人たちがいらっしゃいますので、その人たちが65歳に達するまではこの制度が残っているんです。

まず、その被保険者数が減ってきたというのが1つはありますよね。もう一つが、今課長のほうで説明をさせていただいたんですけれども、C型肝炎の薬でもって、非常に高額な新薬があったんですけど、ハーボニーとかソバルディとかというんですけれども、これが平成28年4月から31%くらいでしたか、薬価改定で下がっています。

このC型肝炎の投薬については、間違っていたらごめんなさい、たしか3カ月間くらいで集中的に投薬をしてという形になるものですから、その薬価改定で下がった分と患者さんが需要が落ちついてきたというか、そういうようなことがありまして、医療費が、これは全国的な傾向なんですけれども、下がってきております。そういった状況です。

○杉田委員 少しわかりました。

それで、きょう、こういう議案が上程されて、きょう議決していかなければならないという理由は何ですか。

○松本委員 実は、今杉田議員がおっしゃったように、即決議案だということで議運で話があったんですよ。多分深田委員が出ているので、深田委員からも話があったと思います。

○杉田委員 意味がわかりません。

○松本委員 議運の。それでね、要は今言われるように、二十幾日だけ。

○橋ヶ谷保険年金課長 9月29日に。

○松本委員 9月29日までにこれを返せというわけ、簡単にいえば、支払うというじゃなくて、余分に金をくれたので、その余分にくれた金を返してよこせと。それが9月29日までに振り込めと。

○杉田委員 29日。

○松本委員 今月。それで、まだ日があるから、最高幾日まででいいんだ、市のほうとしては、手続上に。そうしたら、十幾日と言ったか。

○青島委員長 というか、手続が間に合わないから。

○松本委員 手続をやるに、29日に払うには、市役所の中でやるに、18日だか17日だかまでに結論を出してもらわないと手続が進まなくて29日に払えないよと、こういうようなあれだったわけですよ。それで、それじゃ、それまで待ったらどうだというと、そのときにまたこの委員会を開かなくちゃいけないと。

だから、今後はこういうものについては、全協のときに議案説明だけしようと。そうすれば、その間にいろいろ勉強する期間があって、専決もできると。だから、そういうようにしてもらいたいということが議運で結論になったんです。それで、きょう、ここをやるということになりました。

だから、それは深田議員も議運でもって、深田議員からもこれじゃ困るよと、だから、早くそういうものをやるんだったら、早くその議案説明会を開いてくれと、そういう機会が欲しいよということだもんで、それはまた私のほうで、事務局ともちょっと内々に相談して、こういうような問題については、この間やった、この議会でいうと、前回、幾日だっけ、全協やったじゃん、20……。そのときに、こういうものがあるんだったら、そこでもって、ここのものだけ議案説明をしてくれということをお願いしています。

補足があったらいいですよ。

○杉田委員 まあ、いいです。メールで来たんだけど、わからなかったらここで聞いてと言われたもんで。

○青島委員長 この委員会に議運の委員長もいて、先日の話の中のこともありましたので、今、松本委員のほうから、議運の委員長の分を含めて説明をしていただきましたが。

○松本委員 含めてやるって議運で決まったことだもんで、そのことはここで言いました。

○秋山委員 これ、前年度決算に伴って、こういった補正が出たということなんですけど、これは毎年、今までもずっとこのような形であったものなんですか。

○橋ヶ谷保険年金課長 今の御説明ですけれども、毎年概算払いで支払いがされて、翌年度に支払いがありました。参考までに、昨年は結果的には追加交付となりました。今回みたく返還ではなく追加交付。その前の2年間は、今回と同じように返還の形になりましたので、医療費の伸び等によって状況が変わってくるということでございます。

○池ヶ谷市民部長 今の説明ですけれども、平成27年度については、実績が見込みを上回って、概算は過小であったものだから、平成28年度精算でもって、追加交付を受けていますと。その前、平成25、26年度については、実績が見込みを下回って、今回同様に超過交付という格好になったんですけれども、金銭的に今回ほどではなくて、毎年あるものですから、翌年度の交付金の中で相殺精算というような形がとられています。相殺で。低かったもんですから。

支払基金のほうの、これ、国のほうの、厚労省のほうの指導を受けてやっていることなんですけれども、支払基金の精算要領の規定として、毎月交付される交付金のうちの、今回の第5期の1回を精算期として、その1回の中で相殺できる場合は相殺しますよと。1回の交付金の中で相殺できない場合は、全額納付金という形で、相殺ではなくて、納めてくださいというような、そういうルールになっておりまして、今回は相殺ができないということで、通常の納付金による納付という形になったものです。

○青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第44号「平成29年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)案」については全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。

これで市民厚生常任委員会を閉会とする。

閉会(9:59)